資料1

水道利用加入金について

1　水道利用加入金の算定方法

水道利用加入金は、設備投資によって取得した施設を水道使用者が利用する際の負担金の一種と考えられます。

そのため、水道利用加入金の算定は、現有施設の取得に要した費用に対する新規利用者の負担額の決定ということになります。

（昭和５６年 旧久喜市 水道利用加入金改定資料（抜粋）より）

① 固定資産額－（企業債償還額＋支払利息）＝現有資産の取得に要した費用

② 現有資産の取得に要した費用÷給水人口＝給水人口１人あたりの負担額・・・Ａ

③ 給水人口÷給水戸数＝１戸あたりの平均人数・・・Ｂ

⇒ Ａ × Ｂ ＝ 現有施設の取得に要した１戸あたりの平均負担額

（１３㎜メーターの加入金）

2　水道利用加入金の充当先

平成２４年４月から適用している現行の水道料金については、「久喜市水道料金算定要領」を策定し、「総括原価方式」により公正妥当な料金となるように算定したものです。

総括原価の算定にあたっては、営業費用から水道利用加入金相当分を差し引いており、このことから、水道利用加入金については、営業費用の一部に充てているといえます。

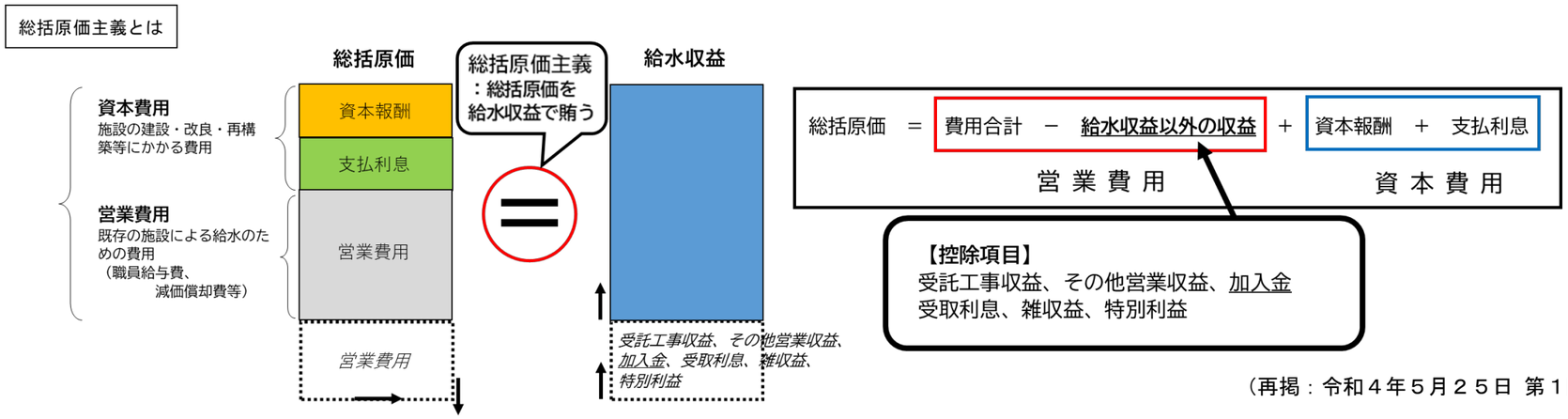

（再掲：令和４年５月２５日 第１回審議会 資料２より）

3　前回までの審議会でのご意見（抜粋）

・現状を起点として実現可能な施策を講じていく考え（フォアキャスト）なら収益的収入、未来を起点として、何をすべきか考えていく（バックキャスト）なら資本的収入である。

・継続性の原則があることから、簡単に会計処理を変更するのはよくない。これまでと比較ができなくなったり、利益操作にもつながる。

・どちらが有利という観点から選択できるものではない。実態に沿った会計処理をするべき。

・企業会計原則の最も大事なところは、解釈を変えずに同じようにやっていくこと。

・企業会計の基本として、収益的収入と資本的収入は定まっているもの。そもそも収入科目は決まっているのではないか。

4　今後の方向性

水道利用加入金の収入科目について、審議会でのご意見や現在の物価上昇などの社会情勢をふまえ、総合的に検討いたしました。

その結果、当面の間は現状のまま「収益的収入」としたいと考えています。